

## 事前点検シート

計画主体名	長野県豊丘村		
計画期間	H28 ～ H32	総事業費（交付金）	366,904千円（183,452千円）
実施期間	H28 ～ H29		

## 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画の目標は良質な規格外の地域産農林産物の販売額増加、村内女性グループによる農産加工品の売上増加・新商品開発、これらの相乗効果による交流人口の増加としている。地域産農林産物及び農産加工品の都市住民への販売力が強化されることで地区内農家所得増加につながり農山漁村の活性化が図られることから、法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	適	事業活用活性化計画目標は農林水産物等の販売・加工促進、また評価指標は①地域産物の販売額の増加、②交流人口の増加、③農産加工品新商品開発数としている。交付対象事業の農林産物直売施設・食材提供施設・農産物加工施設の整備は、これらの目標及び評価指標を達成するために適当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本活性化計画は、議会で議決された「豊丘村第5次総合振興計画（平成25～34年度）」に掲げた「豊丘まるごと6次産業の村づくり」構想に基づいたものであり、村の各種施策との連携が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	本活性化計画における地域連携販売力強化施設整備は、農業従事者減少により遊休荒廃農地が増える中、平成24年より村内の農商工各団体の代表者や住民有志総勢40名で立ち上げた「6次産業化プロジェクト」（プロジェクトリーダー：豊丘村長）により3年間に渡る研究・検討を重ね計画されたものであり、地域住民の合意形成がなされている。なお、農林産物直売所と一部競合することとなる村内食料品総合スーパーとは、事前に理事者（村側）・経営者（スーパー側）を含む懇談の機会を設け、十分な調整が図られている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	「6次産業化プロジェクト」には村長推薦による4名の女性委員が入っているほか、農産物加工を行っている村内女性グループの代表者、観光体験農業を運営する豊丘村交流支援センターの女性職員が参画しており、女性の意見が十分に反映されている。
事業の推進体制は確立されているか	適	本活性化計画に位置付けられた地域連携販売力強化施設を「村の駅とよおか（仮称）」とし、その開設準備のために「村の駅とよおか（仮称）開設準備委員会」を立ち上げ、農産物直売部門、農産物加工部門、都市農村交流部門、レストラン部門、法人設立部門の5つの部会に分かれ、開設に向けた詳細な事業検討を進めている。各部会にはそれぞれの部門に精通した商工会、金融機関、農協、森林組合、税理士、村内農業法人代表者、一般住民の委員が参画し、推進体制が十分に確保されている。

目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	観光体験農業により培った当地区と都市部との年間26,000人に及ぶ交流人口、村内女性グループが有する高い農産物加工技術を生かし、地域連携販売力強化施設（農林産物直売施設、食材提供施設、農産物加工施設）を整備することで地域産農林産物・農産加工品の販売額増加を図り、その相乗効果によりさらに交流人口を増やす事業であり、目標及び事業活用活性化計画目標と整合している。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	—	
計画期間・実施期間は適切か	適	活性化計画期間は3年、事業実施期間は2年であり、基本方針及び要綱で原則として示している範囲内である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	事業費 367,626千円×交付額算定交付率 5/10 = 183,813千円で、交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	今回、新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によるものを切り替えて実施するものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	適	設計・工事監理業務は、知識・経験を有する一級建築士に委託するため、十分な安全性及び設計・施工等における検査体制が確保される見込みである。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	「金属造（飲食店用・車庫用のもの、骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）」を想定しており、左記耐用年数表により耐用年数は5年以上である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか	—	
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	適	左記要領に基づき投資効率を算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	投資効率=1.74 である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容は、実施要領の別紙5別表の（3）に定める「地域間交流拠点の整備」であり、事業実施主体は豊丘村である。よって、事業内容、事業実施主体ともに実施要綱等に定める要件を満たす。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	事業主体は豊丘村であり、個人に対する交付ではない。また、施設整備後は村有施設として、当該施設にかかる設置条例を定め目的に沿った活用を図る予定であることから、目的外使用のおそれはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	—	
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	現在、当地区で観光体験農業を実施している豊丘村交流支援センターの体験メニュー利用者数の実績により都市住民との交流人口を把握し、今後の地域産農林産物・農産加工品の販売額を見込んでいる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	近隣の高森町や飯田市には民営の農産物直売所が立地しているが利用客は地元住民中心であり、観光体験農業に訪れる都市部住民を主たるターゲットとした当施設とは競合しない。また近隣に農家レストランは存在せず、農家レストランを併設した「道の駅」は、最も近い場所（飯島町）でも予定地から9km離れていることから、競合するおそれはない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	農林産物直売所では良質な規格外品を中心に当地域産農林産物を中心に販売する。通年営業するが、秋季には特に当地域の特産である果樹に力を入れる。また、食材提供施設では地域産農林産物・農産加工品を活用した郷土食を中心にメニューを開発し、地域の食文化の発信に努める。加工施設では、これまでの村内女性グループの加工実績を生かし、新たな趣向で、若者や女性をターゲットにした菓子・デザート類、パン等の開発・製造に取り組む。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設設置場所は当地区を南北に縦貫する基幹道路である竜東一貫道路沿いであり、地区外からの交通量が多いことから「道の駅」の地域振興施設として本施設を整備する。「道の駅」のもう一つの機能である道路休憩施設及び同一敷地内に村単独事業にて整備する日用品・食料品販売店舗との連携による相乗効果で利用客獲得を目指す。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	適	「村の駅とよおか（仮称）開設準備委員会」の農産物直売、農産物加工、都市農村交流、レストランの各部会において、ブランド化、広報・宣伝、販路拡大計画等の経営戦略について検討を進めているほか、法人設立部会において施設の運営を行う新法人の設立・運営体制について検討している。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	「村の駅とよおか（仮称）開設準備委員会」には、農産加工品製造を行う村内女性グループの各部門代表者及び一般村民の女性委員が参画している。また、施設整備後は運営法人を設立し、指定管理者として管理運営を委託する予定だが、この運営法人の役員として農産加工品製造を行う村内女性グループの代表者が就任する予定である。
事業費積算等は適正か	—	
過大な積算としていないか	適	他市町村の類似施設の実績単価を参考に算定している。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	必要最小限の施設整備にとどめ、建設・整備コストの低減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	附属施設である駐車場は、施設の店舗部分の面積に基づき計算し1,700㎡と見込んでおり、必要最小限の整備である。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	適	備品については、業務用冷蔵庫、業務用オープン・厨房機器等を整備対象としており、汎用性の高いものはない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	整備予定場所は当地区を南北に縦貫し、地区内で最も交通量が多い竜東一貫道路沿いである。当道路は他地域からの通過車両も多く、施設利用者や出荷する農林業者も利用しやすい立地であり、設置目的から勘案して適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	地権者との事前協議を行い、用地確保の見通しはついている。また、予定地は農振農用地区域であるが、農振除外・農地転用の手続きは問題なく行える見通しである。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興付金実施要領の別紙6（平成28年4月〇日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）1の第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	適	整備する施設の延べ床面積は1,200㎡であり、1,500㎡以内である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）	適	建物の建築費 325,000千円÷延べ床面積1,200㎡ =270,833円 であり、㎡単価が29万円以内となっている。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適	施設整備に向け、地区内農林業者で直売出荷組合の結成を検討するなど地域内で連携して事業を進めている。また、既に農産物の外販イベントで実績のある東京都世田谷区や杉並区久我山、愛知県刈谷ハイウェイオアシス等都市部との地域間連携をさらに発展させることを検討している。

生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適	農林産物直売所を設置することで規格外農産物の新たな販路が形成され、生産者の販売力強化につながる。また、当地区の観光体験農業に訪れる多くの都市住民に地域産農林産物や農産加工品を提供しその良質さを認識いただくことで、ブランド化につなげていく。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適	施設は年間を通して運営するため、継続的に雇用と所得を生み出す。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適	施設を整備することで、地域産農林産物や女性グループによる農産加工品の販売促進・商品開発が図られるため、農業の6次産業化に寄与する。また、食材提供施設では地区内の女性が中心となってメニューの企画開発から実際の運営まで行うため、女性参画にも寄与する。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	交付金以外は一般財源を充当する。一般財源の充当については、理事者を含め、財政担当と今後の財政状況をシミュレーションしながら十分協議を重ねている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適	豊丘村財務規則に基づき、一般競争入札で業者を選定する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	—	
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	豊丘村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会議決により指定管理者を指定した上で適正に管理・運営を行う。施設の管理・更新については、小規模修繕は指定管理者で行い、大規模修繕は村で行うが、それぞれの予算の中で十分に考慮する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適	既に着任している施設の統括支配人・就任予定者が収支計画を策定しており、この収支計画については「村の駅とよおか（仮称）」開設準備委員を務める税理士による経営診断を受けており、適正という結果となっている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適	交流拡大の観点から、道路休憩機能としての駐車場整備、トイレ、休憩施設については「道の駅整備事業」として国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、道路管理者である村が整備する。また、道の駅敷地内には、村内商業活性化を目的に日用品・食料品販売店舗を整備するが、これについては村単独事業で実施する。用途・目的により事業費を区分けし、面積で適正に按分して事業費を算出している。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	適	他の事業への重複申請の予定はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	適	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	適	他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。